

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 開示すべき重要な不備 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう。</p> <p>(内部統制監査報告書の記載事項)</p> <p>第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。</p> <p>ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 重要な欠陥 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう。</p> <p>(内部統制監査報告書の記載事項)</p> <p>第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。</p> <p>ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十</p>

四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一 (略)

二 経営者の責任

三 内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

四 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

五 追記情報

六 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により明示すべき利害関係

2 前項第一号に掲げる内部統制監査の対象は、内部統制監査の対象となつた内部統制報告書の範囲について記載するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一 (略)

二 実施した内部統制監査の概要

(新設)

三 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

四 追記情報

五 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により明示すべき利害関係

2 前項第一号に定める内部統制監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書の範囲

二 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成責任は経営者にあること。

三 内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から内部統制報告書に意見を表明することにあること。

四 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があること。

3 第一項第二号に掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は経営者にあること。

二 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があること。

4 第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにあること。

二 内部統制監査に当たって、公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

三 財務報告に係る内部統制監査の基準は公認会計士又は監査法人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること。

四 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと。

五 内部統制監査は、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討していること。

(新設)

3 第一項第二号に定める内部統制監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

(新設)

一 内部統制監査が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して行われた旨

二 財務報告に係る内部統制の監査の基準は、内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 内部統制監査において実施した監査手続の概要

四 内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。

六 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、公認会計士又は監査法人の判断によること。

七 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

5 第一項第四号に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一～三 (略)

6 第一項第五号に掲げる事項は、次に掲げる事項その他の内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調すること又はその他説明することが適当であると判断した事項について区分して記載するものとする。

一 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明するときは、当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響

二 前号の場合において、当該事業年度の末日後に、開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

三・四 (略)

7 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第四号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見を表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければなら

(新設)

(新設)

4 第一項第三号に定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一～三 (略)

5 第一項第四号に定める事項は、次に掲げる事項その他の内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当であると判断した事項について記載するものとする。

一 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がある旨及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明するときは、当該重要な欠陥が財務諸表監査に及ぼす影響

二 前号の場合において、当該事業年度の末日後に、重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

三・四 (略)

6 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第三号に定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書

ない。

に記載しなければならない。

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

改正案

現行

第一号様式 (略)	第一号様式
<p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 評価結果に関する事項 財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由</p> <p>d (略)</p> <p>(9) 付記事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容</p> <p>事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でない いと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した開示す べき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>内部統制報告書 金融商品取引法第24条の4の4第__項 ____財務（支）局長 平成 年 月 日</p> <p>【根拠条文】</p> <p>【提出先】</p> <p>【提出日】</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>【会社名】 (2)</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>【英訳名】</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 (3)</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>【最高財務責任者の役職氏名】 (4)</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 (5)</p> <p>名称 _____ (所在地)</p> <p>1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】 (6)</p> <p>2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】 (7)</p> <p>3 【評価結果に関する事項】 (8)</p> <p>4 【付記事項】 (9)</p> <p>5 【特記事項】 (10)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 評価結果に関する事項 財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその重要な欠陥の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由</p> <p>d (略)</p> <p>(9) 付記事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容</p> <p>事業年度の末日において、重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制が有効でないいと判断し た場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した重要な欠陥を是正 するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>

改 正 案

現 行

<p>第二号様式 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 評価結果に関する事項 財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>開示すべき重要な不備</u>があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその<u>開示すべき重要な不備</u>の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由</p> <p>d (略)</p> <p>(10) 付記事項 a (略)</p> <p>b 事業年度の末日後に<u>開示すべき重要な不備</u>を是正するために実施された措置がある場合には、その内容 事業年度の末日において、<u>開示すべき重要な不備</u>があり、財務報告に係る内部統制が有効でない と判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した<u>開示すべき重要な不備</u>を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(11) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 内部統制報告書 金融商品取引法第24条の4の4第__項 関東財務局長 平成 年 月 日</p> <p>【提出書類】 【根拠条文】 【提出先】 【提出日】 【会社名】 (2) 【代表者の役職氏名】 (3) 【最高財務責任者の役職氏名】 (4) 【代理人の氏名又は名称】 (5) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 (6)</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】 (7) 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】 (8) 3 【評価結果に関する事項】 (9) 4 【付記事項】 (10) 5 【特記事項】 (11) (記載上の注意) (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 評価結果に関する事項 財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>重要な欠陥</u>があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその<u>重要な欠陥</u>の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由</p> <p>d (略)</p> <p>(10) 付記事項 a (略)</p> <p>b 事業年度の末日後に<u>重要な欠陥</u>を是正するために実施された措置がある場合には、その内容 事業年度の末日において、<u>重要な欠陥</u>があり、財務報告に係る内部統制が有効でない と判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した<u>重要な欠陥</u>を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(11) (略)</p>
---	--